

A231-4

## 摂食障害入院医療管理加算

◆摂食障害の改善のための加算だよ。



# A231-4 摂食障害入院医療管理加算

1日につき

1. 摂食障害入院医療管理加算 (30日以内) 200点

2. 摂食障害入院医療管理加算 (31~60日以内) 100点



## ● 入院1日につき

「摂食障害入院医療管理加算」は、  
摂食障害の患者に対して、  
多面的な治療が計画的に提供されることを  
評価する加算です。



# ▶ 施設基準

## (摂食障害入院医療管理加算)

重度の摂食障害患者の治療



# 施設基準①

## ◆摂食障害入院医療管理加算の施設基準

⇒摂食障害の診療を行うにつき、  
必要な体制が整備されていること。

- ・摂食障害の年間新規入院患者数（入院期間が通算される再入院の場合を除く）が、10人以上である。
- ・摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の医師、管理栄養士及び臨床心理技術者がそれぞれ1名以上、当該保険医療機関に配置されている。
- ・精神療法を行うために必要な面接室を有している。



## 施設基準②

### ◆摂食障害入院医療管理加算の対象患者

⇒重度の摂食障害により、著しい体重の減少が認められる患者

- BMI（Body Mass Index）が、15未満であるものをいう。



# 算定要件 (摂食障害入院医療管理加算)

重度の摂食障害患者への計画的な治療。



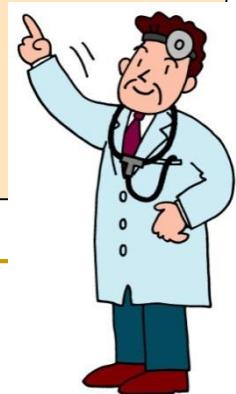
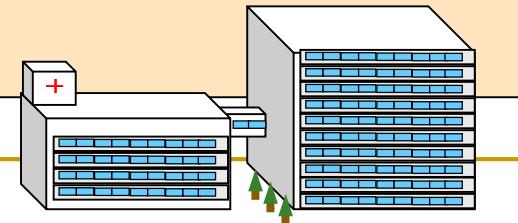
# 算定要件

## ◆摂食障害入院医療管理加算の算定要件 は、

摂食障害の患者に対して、

- ・医師
- ・看護師
- ・精神保健福祉士
- ・臨床心理技術者
- ・管理栄養士

等による集中的かつ多面的な治療が計画的に提供されることを評価したものである。



## 摂食障害加算（注意点）

- ・計画的な治療に関する加算点なので、計画書を作成しただけで算定してはいけないよ。
- ・点数が高いので、安易な算定は、医療監査の際に返還ともなりかねないため、注意が必要だよ。

